

(仮称) 生駒市市民の森制度【素案】

目的・内容

「市民の森」は、市が一定期間、樹林の所有者から土地を借りあげ、樹林地を整備した上で、広く市民に憩いの場として開放し、利活用できるようにするものである。

また、市民が利活用することによって、まちなかの貴重な緑を保全するとともに、市民の緑への関心を高めることを目的とする。

対象地

市街化区域内で面積300㎡以上の民有の樹林地
市民の利活用が図れる樹林地

整備主体・内容

市が初期投資

除間伐や下草刈り、散策路等の森林整備を主とする

施設整備は木製ベンチ、木柵、木製階段、「市民の森」である旨の案内表示板等の最低限の整備

維持管理・内容

市が設置した施設（工作物）は市が管理

日常的な除間伐や下草刈り、散策路の補修等は

地域住民や市民ボランティア団体に管理委託

地域住民や市民ボランティア団体による自主的な取り組みを活用

利活用（一般利用以外）

小学校、幼稚園、保育園等の環境教育活動の場として利活用

市民ボランティア団体による市民対象の自然観察会等の実施

土地所有者との契約の種類

「土地使用貸借契約」又は「土地賃貸借契約」

土地使用の期間

「10年」

税の優遇措置

固定資産税・都市計画税の減免：「土地使用貸借契約」の場合

固定資産税・都市計画税相当額の借地料：「土地賃貸借契約」の場合

土地所有者のメリット・デメリット

メリット

「土地使用貸借契約」を締結し、無償で貸し付けた場合は、固定資産税・都市計画税の減免措置、又は、「土地賃貸借契約」を締結した場合は、固定資産税・都市計画税相当額の借地料を支払う

維持管理が不要

鬱蒼とした樹林から整然とした樹林に生まれ変わる

デメリット

一定期間の契約条件をするため売買が自由にできないという制限がある